

東かがわ市条例第10号

東かがわ市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月15日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市手数料条例の一部を改正する条例

東かがわ市手数料条例（平成15年東かがわ市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分	手数料の名称	手数料の金額		区分	手数料の名称	手数料の金額	
略				略			
住民基本台帳	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	400円	住民基本台帳	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	400円
			ただし、住民票の写しについて多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、 <u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード</u> 若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号） <u>第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書</u> （これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の				ただし、住民票の写しについて多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線により接続された端末装置で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（ <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u> ）又は移動端末設備（ <u>同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動</u>

改正後				改正前			
			<p>認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。以下同じ。)により証明書を交付する場合にあっては、300円</p>				<p>証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用することにより証明書等の交付が受けられるものをいう。以下同じ。)により証明書を交付する場合にあっては、300円</p>
		略				略	
略				略			
別表第2(第6条関係)				別表第2(第6条関係)			
<p>1 略</p> <p>2~7 略</p>				<p>1 略</p> <p>2 年金の受給者に係る現況届における住民票記載事項の証明</p> <p>3~8 略</p>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。